

(巻末資料 1)

アンケート設問 7 死体検案及び検案書発行料の決定方法 (複数回答可)

「4.その他 ()」記入欄におけるコメント要旨

- 診療報酬点数を参考 (初診料、往診料、死亡診断書料等の積算) (47 件)
- 慣例、前任者からの申し送り、助言、引き継ぎ (36 件)
- 所属する都道府県・地区医師会・警察医会による取決め、申し合わせ、指示 (48 件)
- 警察からの支給、提示や申し合わせ (10 件)
- 独自に判断 (9 件)
- 都道府県・市区町村での取決め (7 件)
- 曜日、時間帯等 (5 件)
- その他...
 - ・ 家族等がこのくらいの料金なら払ってくれるだろうと思われる金額 (たとえば、初診料、往診料、診断書料の合計)
 - ・ 家庭の経済状況を参考に
 - ・ 基準なし
 - ・ 監察医務院
 - ・ あまり高額にはしにくい。
 - ・ かつて配布された、書類料金一覧表から決めた。→ 検案料なし書類発行料のみ
 - ・ 系列病院で統一している。
 - ・ 検案書発行料のみ (2 件)
 - ・ 検案料 1 万円以上
 - ・ 検案料 3050 (時間円) + 文書料¥10800
 - ・ 交通費は警察車両で出務できるので算定しない。日中、夜間、休日もすべて一律で 10,000 円。他、警察より 3000 円の謝礼あり
 - ・ 公費であり規定あり
 - ・ 最小限の報酬として
 - ・ 死体検案書料¥20,000 円、出張費¥10,000
 - ・ 時給 1 万円で計算
 - ・ 自由診療として
 - ・ 高度腐敗の有無、画像 (Ai 読影の有無、遺体に対して超音波診断をしたかどうか) などから算定
 - ・ 書類代のみで、いくら値段をとってよいかわからなかった。
 - ・ 職務として
 - ・ 待っている患者の迷惑を考えて
 - ・ 大学附属病院の金額を参考
 - ・ 通常診療中であっても、深夜・早朝、祝祭日であっても協力できる料金
 - ・ 東京都監察医務院では費用は全て都が負担
 - ・ 特になし
 - ・ 日当で計算、1 日に 10 ~ 12 件割
 - ・ 日本医事新報の記事に基づき独自に決めている。
 - ・ 不明